あきる野百景を巡る（1）

大岳鍾乳洞

武蔵五日市駅から「上養沢」行のバスに乗り「大岳鍾乳洞入口」で下車します。大岳沢沿いを上流に進むと、やがて大岳鍾乳洞に辿り着きます。

大岳鍾乳洞では、管理人のおばあちゃんが見学者を温かく迎えてくれます。おばあちゃんは、亡くなったご主人が見つけた鍾乳洞を95歳の今も守り続けています。鍾乳洞に入ると、ひんやりとした空気が広がります。ごつごつした岩肌の中で、鍾乳石を求めて探検することができます。

鍾乳洞では、かつてあった貴重な鍾乳石が心ない人によって盗掘されたこともあるそうです。おらがまちの宝は、市民の皆さんとともに末永く守っていきたいものです。

あきる野百景は、あきる野市環境基本計画に基づき、おらがまちの自慢の場所として選定されました。このコーナーでは、特集として百景をさまざまな角度から紹介していきます。

「あきる野百景」のパンフレットができました

パンフレットは、市役所、五日市出張所、図書館、公民館、二宮考古館、五日市郷土館など市内の施設で配布していますので、ご活用ください。

▽**問合せ**　環境課環境・緑化係

市税収入の状況

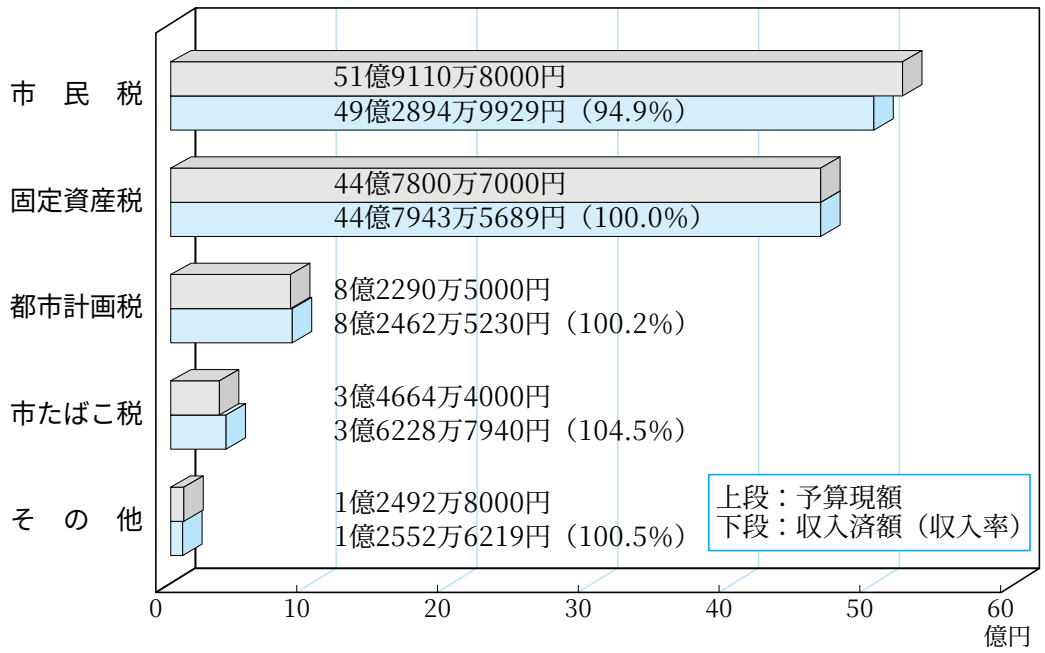

表２　市債現在高の状況　　平成22年３月31日現在

市債の目的		市債の現在高
一般会計	教育債（学校や図書館などの整備のために）	52億159万8109円
	土木債（道路整備などのまちづくりのために）	29億6451万3849円
	総務債（庁舎建設などのために）	28億6126万5583円
	衛生債（保健センターなどの整備のために）	23億6245万8814円
	商工債（観光施設などの整備のために）	17億348万1004円
	民生債（児童館などの整備のために）	1億8706万2151円
	消防債（消防施設の整備のために）	6518万1625円
	その他（臨時財政対策債※1、減税補てん債※2など）	99億7453万2035円
	計	253億2009万3170円
下水道事業特別会計（下水道整備のために）		261億3079万1286円
合計		514億5088万4456円

※１　臨時財政対策債とは、国から地方公共団体に分配する地方交付税が足りないため、その不足する金額の一部を、いったん地方公共団体で借り入れをしてまかなう市債のことです。
※２　減税補てん債とは、国の減税政策により個人住民税などの減税が実施された場合、その減収額を埋めるために借り入れをしてまかなう市債のことです。

くらしの知恵袋

～消費生活相談情報～

ご存知ですか？クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば自由に契約を解除できる制度です。セールスマンなどに強引な勧誘を受け、意思の定まらないままに契約してしまったり、本来はクーリング・オフができるのに「できない」と虚偽の説明があった場合などに利用できます。

▽**クーリング・オフの手続き**

①契約書面を受け取った日を含めて８日以内（例外もあります。表３のとおり）に書面で通知します。

②必要事項をはがきに書いて（図のとおり）両面をコピーし、控えとして大切に保管してください。

③郵便窓口で「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。郵便物受領証を保管しましょう。

④クレジット契約をした場合は、クレジット会社宛にも通知してください。

⑤支払ったお金は全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

※クーリング・オフの場合は、解約の理由を書く必要がありません。

※店舗に出向いて商品を購入した場合には、クーリング・オフの適用はありません。

※販売形態、商品、サービスによりクーリング・オフできない場合もありますので、詳しくは消費生活相談窓口へお問い合わせください。

▽**あきる野市消費生活相談窓口**　消費者が事業者と結んだ契約で、困ったときやおかしいなと思ったときは、ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください。

●開設日時…毎週月曜日、木曜日　午前９時～正午、午後１時～４時

●場所…市役所１階市民相談室

●問合せ…商工観光課商工振興係（直通558・1867）

▽**東京都消費生活総合センター**

●開設日時…毎週月曜日～土曜日　午前９時～午後４時（架空請求１１０番は午後５時まで）

●消費生活相談・多重債務相談…03・3235・1155

●架空請求１１０番…03・3235・2400

●高齢者１１０番…03・3235・3366

図　はがきの書き方（例）

○年○月○日、貴社と○○の購入契約をしましたが、解除いたします。
つきましては、支払済みの○○○円を至急返金してください。
なお、商品は早急に引き取ってください。

○年○月○日
〒○○○－○○○○
住所　○○市○○町○－○－○
氏名　○○○○

表３　クーリング・オフ期間

取引内容	期間
訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールスなどを含む）	8日間
電話勧誘販売	8日間
マルチ商法	20日間
特定継続的役務（エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相談所）	8日間
業務提供誘引販売（内職・モニター商法）	20日間

※通信販売は、原則クーリング・オフができません。
※消耗品（化粧品、健康食品など）で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

あきる野百景パネル展示会を開催します

あきる野百景をより多くの方に知ってもらうため、展示会を開催します。ぜひご覧ください。

▽**期間・時間**　６月１日㈫～５日㈯　午前８時30分～午後５時15分

▽**場所**　市役所１階コミュニティホール

▽**問合せ**　環境課環境・緑化係